

生駒市市民自治検討委員会第4回調査部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第4回調査部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。部会長よろしくお願いたします。

<部会長>

おはようございます。今日は3項目について検討していきたいと思います。それでは1つ目の近隣自治体との連携からお願いします。

(1) 近隣自治体との連携

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

近隣自治体との連携についてですが、主旨は何かありますでしょうか。

<事務局>

まちづくりと書いていますけど、例えば奈良市と連携しながらではできない、情報をお互いやりとりすることも入っていますが、例えば防災の関係、水道であれば災害緊急時における相互有事に関する基本協定とか、災害時と書いていますが湧水も入っています。そういうときにはお互いに協力していきましょうと、北和4市もありますし、奈良県下もあります。それから消防についても奈良県下は当然ですし、近隣の大阪府とも協定を結びまして、何かありましたら応援に駆けつけてもらえることになっています。それから防災相互応援協定と言いまして、奈良県は生駒市だけですが、大阪府では近隣の交野市、寝屋川市、枚方市、京都府は京田辺市と八幡市の近隣6市でサミットをつくっております。それで毎年子育てとか、介護とかの色々な意見交換をして、こういうことを協定していこうということで、その中で災害相互応援協定を結んでおります。また、奈良県市町村会館管理組合、奈良県住宅新築資金等貸付回収管理組合とか一部事務組合として作っています。今説明させていただいたのはほんの一例ですが、こういったものをお互い助け合いながらいいまちをつくっていきま

しょう。また、何かあったときには協力し合いましょうということになっております。

< 部会長 >

次の項目の広域連携とはどういう住み分けになるのでしょうか。

< 事務局 >

まず、近隣自治体とは概念的には奈良県下が中心で、京都、大阪を近隣と捉えていますが、生駒市、奈良県で大きな地震が起きたときに、実際に奈良県だけでなく大阪等も被害を受けると思いますので、少し離れたところとの協定といいますか、何かありましたらそちらのほうで受け入れていただくとか、そういう概念で捉えています。ですから、近隣と広域とは連携の部分では一つにまとめることも可能かと考えます。

< 部会長 >

御意見はございますでしょうか。

< 首藤委員 >

私の過去の経験から言わせてもらいますと、現役時代に経連に5年間出向していただき、関西学術研究都市の推進をやってきたわけでございます。関係3府県、8市町村を回り、交通、開発問題等色々やってきましたけど、連携は全くお粗末で、利害関係が相反していてまとまらない。テーマがあったら逃げ回って、自分のところに来ないようにして欲しいということで、近隣自治体との連携について財政が厳しくなっていくと、奈良県の中でも生駒市と奈良市の中でもいがみ合っているわけですね。京都府でも精華町とか全部相手を見ていて、自分ところの住民に対しては不利になるようなことは絶対にしないということですね。持って帰ると大変なことになるわけです。議会から追及されるから。そういう意味で連携は難しい状況にある中で、なぜこの難しいテーマを含めるのか、広域連携とは生駒市でできる範囲は難しいし、それを積極的に協力すると宣言するのは構わないですが、この難しい近隣との連携について、この文章でどのくらいの意味があるのかと疑問を感じます。連携とは相手もあることだし、今の日本の実情から言うと難しいということを感じましたので、この内容を含めることがどういったものが、その内容を入れておいてどのくらい効果があるのかと疑問を感じます。

< 久保委員 >

私はその程度でいいと思います。余計な話になりますが、高度な医療機関が欲しいと思

ます。たまたま、大学院大学の近くに住んでいますが、開学当初はバイオとかITを研究する大学院大学として設置されましたが、非常に危機感を持っておりまして、大学院でとんでもない植物、生物を作ったら大変なことになると思ったこともあります。ですから、筑波大学に匹敵するような附属の大学病院を欲しいなと思いました。それで奈良県、生駒市というよりも、もっと広域に捉えたらと思います。ですからベッド数が奈良県では一杯であるが京都南部では空いているという事例があります。そういう視点で捉えて、夢であるかもしれませんが謳っておけばいいと思います。

< 首藤委員 >

ですから、国土交通省に学研都市推進課があり、法律もあります。それでもこんなに難しいんですよ。だから、これをガッチとした、道州制みたいなものでやっていかないと今の状況の中では難しいと思っています。私は国の関係省庁を回りましたけどできないんですよ。難しいという認識の下でやるのはいいですが、入れるからには何らかの意義がないとおかしいですよ。だからやるのであれば何らかの縛りをして、むしろ、生駒市は連携を宣言するというのであればいいですよ、それは精神ですから。もっと生駒市内の南と北を連携するとか。

< 久保委員 >

そうじゃなしに、もっと広域で捉えて、京田辺市とか精華町とかと連携を図るとというのが今後の課題でないかと思うわけですが。

< 首藤委員 >

ですから、私の住んでいる鹿ノ台は京都府とかと難しい問題になっているのですから、身に染みてわかっているわけですよ。

< 久保委員 >

難しいのはなぜかということですよ。余計な話になりますが、鹿ノ台からけいはんなへ通じる道ができたなら、学研都市が一体となるわけです。生駒市に先端大学があり、それが完全に隔離されているというのは、私が聞くところによりますと、鹿ノ台のある方が反対されてたということに起因すると思いますけど。しかし、市長に機会があるごとに、何とかけいはんなと一体化するようになれば、第1工区にも研究所が入ってくるようになるのではないかと。ですから、もっと広域で市町村・奈良県にこだわらず、これを入れておけばいいと思います。

< 入口委員 >

連携するのはいい話で、悪い話でないから問題はないと思います。

< 首藤委員 >

久保委員のおっしゃるようにシンボルであれば納得いきますけど、市民自治基本構想に入れるのであれば、もう少し歯止めの利いたものを入れたいと思います。

< 部会長 >

それは解釈というか定義なりに書くことでしょうね。

今出てくる議論ですが、連携というか、学研都市の話が出てきましたけど、各省庁の話もありますよね。バラバラで縦割りで。だから具体的にまちづくりを考える場合には各省庁の縛りを生駒レベルで統合するかという意味もありますよね。各省庁の縦割り行政をどういうふうに調整するかということを生駒市としても問題意識としてあってもいいと思います。

< 首藤委員 >

具体的な例を言いますと、学研奈良登美ヶ丘駅周辺の交通体系をどう整理するかということで、奈良市・生駒市の職員に集まってもらって会議の日にちを設定するだけでも大変なんですよ、皆及び腰で。

< 部会長 >

だから、そういう問題点の指摘はこの条文があるからできるんですよ。

自治体間連携についてはあまり意識がなかったように思うんです。そういう点では精神的な規定かもしれませんが、自治体間連携を進めるというのは一つのあり方だと思います。でないと、他のまちにはなかなか目がいかないということもありますし。

< 首藤委員 >

そしたら生駒市は積極的に連携していくというまちになっていくんだという宣言ですよ。それでしたら、それでいいと思います。

< 久保委員 >

難しく考えないで、広くとったらいいいと思います。

<事務局>

生駒だけを見るのではなくて、隣も見ていこうという姿勢が大事なのでないかと思います。

<部会長>

消防の広域化はどうなっていますでしょうか。

<事務局>

生駒市はまだしていませんが、平成25年に広域化ということで話は詰まってきたと思います。当然そのときにどういう広域連合でいくのかという協議は消防の中で割りながら進めているというのが現状です。

<部会長>

奈良県では単独消防は桜井市だけですか。

<事務局>

生駒市もです。

<首藤委員>

私の気持ちを言うと、他市に率先して連携してまちづくりを推進するべきものとしたらどうでしょうか。

<小笹委員>

元々この構想、条例をもっている自治体は近隣ではないので、この構想、条例をつくるということが近隣自治体に比べて率先してやっていることですので、そのことをここに入れるということは普通の条文ではあまりないでしょうし、むしろ連携を深めようというところにわざわざ入れると、遅れていると言っているようなものになってしまうと思います。実際自治基本条例をつくっている自治体は増えてきていると思いますが、全国的にもまだまだ少数ですから。

<部会長>

その他ございますでしょうか。

< 入口委員 >

目的が抜けていますよね、何のためにということが。名張市みたいに共通する地域課題の解決のためにというのを入れてもいいと思います。

< 部会長 >

それはそうですね。連携のための連携はあり得ないですから。名張市の部分を入れましょうか。

< 事務局 >

それでしたら、基本構想案の市はの後に、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のために入れる形でよろしいでしょうか。

< 部会長 >

そうですね。それでいいと思います。その他よろしいでしょうか。なければこれでいきたいと思います。それでは次お願いします。

(2) 広域連携

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 首藤委員 >

このことは当たり前のことだと思いますが、他の自治体も書いているということはあまり積極的にしていないということでしょうかね。現実にこのように書いているということは消極的な連携しかできていないということですね。

< 事務局 >

それでいきましたら、基本構想の各項目がされていないかと言いましたらそうでないと思います。連携されている中で、例えば税の徴収の関係とか、教育とか、後期高齢者の保険のシステムとか色んな行政の分野では体制を作っています。ですから、他の項目も含めてこれが駄目であるからここに謳うのでなく、こういうことはしていくべきですよということで謳っていくわけですから、1つずつこれが進んでいない、これは進んでいるというふうなことではないです。

< 部会長 >

今気がついたのですが、広域連携ということでやってきたんですが、後期高齢者が来年4月から広域連合に移りますよね。私はそういうのが行政主導で進んでいることに危機感を覚えています。だんだん市民の手から離れていきます。広域連携をするのはいいのですが、市民の参加をどのように位置づけていくかが抜けているんです。違和感があったのは、広域連携をするのはいいことだし結構なことなのですが、その場合の市民がその統制にどう参加するかを入れておかないと、気がついたらこんなことになっていたということがありうるわけですから。

< 首藤委員 >

後期高齢者医療はあまりPRされていませんね。

< 部会長 >

保険料の案はだいたい決まっていますよね。

< 事務局 >

連携していく業務の内容については、例えば国が後期高齢のように法で決めてこういうふうにしていきましょうという部分もありますし、市町村の一部の事務を管理組合で管轄していきましょうということで自主的に集まってするような部分もあります。事務の内容によると思います。ですから、後期高齢を市民がどのように関わっていくかは、国である程度制度が決められてくるとい部分での市町村はどう関わるかだと思います。

< 部会長 >

そうです。ですから、市町村の関わり方として一番危機感があるのは、75歳以上の医療というか予防について市がどういう責任をとるかということになるんですよね。今のままだと、後期高齢者について国が作った制度だからといって投げてしまったら、後期高齢者の医療費は膨張するのではないですかね。後期高齢者医療費を抑制しようとする市町村としてのインセンティブが希薄になると思うんですよね。当座は一緒にやるから財政的には楽なように見えるけど、中長期的に見ると医療費は増えてしまうと思います。

< 事務局 >

今おっしゃったことは、今までは市町村でやっていました。どんどん医療費が膨らむから、健康な人が病気にならないようにするという予防の観点からもやっていました。それが、広

域化になって、処理についてはこちらでしますよということになってしまったら、市町村が予防についておそれかになってしまわないかということでしょうか。

< 部会長 >

そうです。つまり、広域連合に医療が移ってしまったら、市町村にしたら負担金の話になるわけですね。負担金が増えてくるので、負担金を下げるとい議論になるのですが、元々は老人医療費の話は健康な老人をどれだけ増やせるかというところが基本的にあるのですが、そういう施策を市町村でやっていくようになっているのかということですね。もちろんn、老人保健法というのがあるのですが、介護保険はほとんど形骸化していますから。仕組みの問題として、市町村が主体的に参加してやっていく仕組みになっているかどうか。だから市町村の市民がどういうふうに意見が言えるかとか。そういう仕組みが欠けているように思えます。

< 事務局 >

そういう観点からでは、高齢者の健康を守るため、生駒市では、福祉支援課が出前講座でパワーリハビリをして、病気にならないような地域講座をして、その指導者にボランティアを養成するといった取り組みを行い、国の表彰を受けたりしていますが、連携するということはそれらを他自治体に広げていくという取り組みをしていく意味での規定になっていくのかと思います。ですから、丸投げしてしまうとか、75歳までの高齢者には市から医療費を払っていくわけですから、どこで線を引くかということではできませんので、予防という観点からの福祉施策を福祉支援課で取り組んでいますし、まずは各市町村でそういう活動を行い、地域が連携していくということを謳っていくのかなと思います。

< 小笹委員 >

近隣自治体と広域連携との概念の違い、例えば地方自治法に広域連合とありますが、市町村の広域連合は県を越えられるのでしょうか。

< 部会長 >

つくり方によれば超えられますね、県も参加すれば。今、関経連がやっているのは近畿、徳島を含めた広域連合ですね。三重も含めていますね。だからこれはある程度自由自在なんです。

< 小笹委員 >

ある程度それを分かりやすくしておいたらいいのではないですかね。だから先ほどの事務局の話では近隣自治体には奈良県までをイメージされていますが、いわゆる広域連合は、今話しに出た後期高齢者制度は県ですが、県の中の市町村ですね。法律上のこととごちゃごちゃになってしまうので、単に面的に近くということと、もっと広いところで分けているということなのか。もっと抽象的に近くの近隣自治体、周辺の自治体、県外、国を相手にした広域という様に分けているのか、このへんが分かりにくいような気がするのです。文章だけ見たら、先ほど追加したことを今度でも入れないといけないと思います。ですから、面の話の違いだけかなという気がしますし。

< 部会長 >

広域連合とかそういうふうなレベルの問題で整理するほうが分かりやすいかもしれないですね。広域連合は今度の後期高齢者制度もそうなのですが、公選制を選択できるんですよね。議員とか連合長とか直接公選ができる制度なんです。だからどこもそれを通らないわけです。市町村議会、市町村長を経てというふうな、市民からすると遠くなってしまいます。公選制を選ぶのは可能ですが、元々広域連合はそういう意味で市民が参加できる仕組みとして考えられたわけです。一部事務組合は住民がいるかないか分からないわけですよ。具体的に言うと直接請求を一部事務組合にかけられるかどうかです。例えば、事務組合の長がおかしいから住民がリコールできるかという議論が分かれています。ところが広域連合の場合は直接請求ができるんです。そういう点では広域的な連携を進める場合は市民参加を進める観点からしても入れておかないといけないと思います。

< 事務局 >

広域連携だけでなしに、近隣自治体との連携も入ってきますし。

< 部会長 >

それは具体的な応援協定の話なのでそれでいいと思いますけど、広域連携になってくると仕組みの問題が出てきます。

< 事務局 >

市民参加を進めるというのも一つの観点になってきますし、先ほど議論いただいた共通する地域課題の解決等も入ってくるということですか。

< 部会長 >

そうですね。

< 入口委員 >

広域連合を積極的につくる、そっちのほうがいいということですか。

< 部会長 >

その辺はどうでしょうか。具体的には課題はありますか。

< 事務局 >

市町村管理組合とか住宅新築資金等貸付金回収組合等の一部事務組合とかありますけど、どちらかといいますと奈良県内ですので近隣との連携になると思いますが、広域と言いますと奈良県を中心に大きな災害等が起こったときに、どこも受け手がないから、滋賀県などの少し離れたところに受け入れてもらうとか、生駒市と共通する課題について、お互いに問題があれば連携するとかそういうものも入ってくるのかなと思います。

< 部会長 >

広域連携は2種類あるということですね。広域連合的なものと応援協定で離れたところと協定を結ぶというような、そういう2種類あるのですかね。

< 事務局 >

項目の(1)と(2)は共通していますので、一緒でもいいのかなという気がしますよね。

< 李委員 >

一緒のところが多いですね。

< 部会長 >

そうですね。

< 入口委員 >

私も一緒かなと思うのですが、部会長のお話の中で、広域連合体制にまで突っ込んで規定するというのであれば、すごく意味のあることだと思います。

< 首藤委員 >

解釈として、小笹委員がおっしゃたように市民参加が前提にあると思いますが、近隣自治体との連携は奈良県下という解釈、広域連携というのは県を越えて他府県、国との連携するとの解釈でいいのでないでしょうか。

< 部会長 >

統一しておいたほうがいいかもしれないですね。そうすると話がしやすくなりますので。

< 久保委員 >

近隣というのは奈良県だけの問題だけですかね。

< 部会長 >

市町村、県も入るでしょうね。

< 久保委員 >

府県越えて、生駒市は大阪、京都にも接しているので、そういう地理的背景もありますので、解釈の仕方で結構ですけど。

< 部会長 >

サミットとかは近隣自治体でいいのでないかと思います。具体的で。

< 首藤委員 >

だけど、項目（１）と（２）は同じこと言っているんですよ。

< 李委員 >

奈良県としたら生活実態に合わないですよ。

< 小笹委員 >

頭のところは別にして、名張市に書いているみたいな文章も入れる必要もあるのでないかと思います。対等な立場に立ちというよりも、何のためにそういう関係をつくるかというのは、自治の発展のためにというのは市民参加を担保しておくということにもなるのでないかと思います。

< 部会長 >

名張市の国及び三重県と対等な立場にたちというのは非常に重要な文言です。

< 小笹委員 >

それに他の自治体も入れてもいいと思います。縦割りの関係で言えば、国とここで言えば奈良県ということになりますでしょうから、縦割りでないと。

< 首藤委員 >

今は上位離脱式になっているから、それを跳ね返す意味でそういうふうに入れるのは意味はありますね。

< 部会長 >

全体の中で国と県と対等というのはないですね、なければ入れましょう。

< 事務局 >

そうしましたら、近隣自治体との連携というのをもう少し概念を広げてといたしますか……。

< 部会長 >

私は分けておいたほうがいいと思いますよ。近隣自治体との関係は横の関係ですから。それと国、県とも対等にやっていくというのを別に分けておいたほうがいいと思います。

< 事務局 >

言いたいのはそういうことで、先ほど近隣自治体という言葉にこだわらずに他の自治体というふうな形で広域も隣接の自治体も含めた連携と、国、県との関係の2本立てで謳わさせていただくというイメージをもっています。

< 久保委員 >

近隣というのは入れてもらえないですかね。

< 首藤委員 >

部会長おっしゃったのは近隣というのは横レベルの連携だと、広域とは縦レベルでの連携だと、それはまた一つ概念だなと。縦レベルで広域連携をするのは何か変なことですけどね。広域というのはフラットだからね。

<小笹委員>

共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営というのは残しておくわけですよ。それでしたら、他の自治体ということでもいいかなと思いますけど。

<島岡委員>

私がいいますのは、近隣自治体というのを情報共有とか相互理解というのが近隣の自治体のほうが分かりますから助け合いということで、こういう形で残しておいて、広域となると県単位とか全然違うことになってしまいますので、連携するということで情報共有とか助け合いとか身近なことじゃなくて、大きなことで連携しようというふうに2つあったほうがいいのではないかと思います。対等の立場というのはもう少し大きなところで宣言するとかにしたらいいいと思います。

<部会長>

全体を整理しますと、対等な立場を入れておいて、市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。というふうにしたらどうですかね。そこに市民参加を進める観点からというのをどこかに入れてもらえればと思います。

<事務局>

対等というのはよく分かるのですが、個人的にはなかなかちょっと・・・。

<部会長>

だから書くんですよ。国の方は対等に扱おうとしていますが、市町村の方がご指導くださいというから偉くなってしまふ。

パワーリハビリが表彰を受けたのは対等にやってきたからですよ。担当者が頑張ったと思いますよ。

<事務局>

先陣を切ってモデル事業としてやってきたから表彰を受けたのだと思います。

<首藤委員>

20年前から霞ヶ関の役人の本音を聞きますと、地方のことは分からないからお願いします、やってくださいと。今までは国土均衡の発展をやってきたわけですが、地方のことはよ

く分からないので、やってくださいというのが本音だと思います。

< 部会長 >

だから、地域で頑張って面白いことをしているところを見つけてきて、それをモデル事業にしようとする政策にしているんですよ。

よろしいでしょうか。

< 事務局 >

そうしますと、(1)と(2)を別にするとしたらこういう構想案にしておいて、条例化するときには連携ということできくって1つになる形で。

< 部会長 >

国、県と対等な立場に立ってというのは、条例のときには前のほうへ送っていくとか。部会としてはこれを入れておく形で。これで生駒市らしいのができましたね。

よろしいでしょうか。それでは最後の国際交流に進みましょう。

(3) 国際交流

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

市民の規定というのはどうしていましたでしょうか。

< 事務局 >

住所を有するもの、生駒市に関わりある方は皆ですし、通勤、通学している方、市内で活動されている団体、企業も入ってきますね。

< 部会長 >

ということは、外国人市民も入ってきますよね。

< 李委員 >

この文章が少し古い国際交流のイメージだと思います。今は飛躍的に国際化が進んでいる中で、交流というキーワードだけでなく、国際交流、国際協力、もうひとつは多文化共生

という言葉を入れていくことが、これからの国際化に向けてのキーワードでないかと思いません。基本構想案の国際交流及び連携という箇所を国際交流及び協力にして、国際的な視野に立ったというのが漠然としていますので、外国人市民を生活者として、定住者としてどう付き合っていくかという視点がまちづくりに必要となってくると思いますので、国際的な視野というよりも多文化共生推進の視点に立ったという言葉を使った方が分かりやすいかなということで、提案させていただきます。ただ、国際交流というところにこれを入れるのが適切なのかという議論があると思いますけど。

総務省でも多文化共生プランということで、各自治体に地域における多文化共生推進プランを策定するよというということで、教育委員会の方ともお話をしていたら、学校現場では総務省のプランもよく御存知で、地域の教育力として多文化共生教育は生駒市では特に進めていただいているところですし、86年の生駒市国際化基本指針には多文化共生という言葉も盛り込まれていますので文言としては示されていますが、内実が伴っているのかというのがこれからの課題になるかなと思います。

< 首藤委員 >

現実の問題として、日本のグローバル化においては、共生というのが重要であると思いません。だから国際交流と共生というのがいいのでしょうか。

< 李委員 >

今からつくる生駒市のプランとしてはそのあたりを最終的に進めていけたらと思います。

< 部会長 >

ニセコ町の隣町でオーストラリアから人が来て、まちづくりの中心を担っているところがあります。土地も取得して、そこで資産を作ってという共生ですね。だからこの修正は大賛成です。

< 小笹委員 >

タイトルが並べたらいいんですね、国際交流及び多文化共生というみたいに。

< 首藤委員 >

私は夜間中学の話をお聞いているのですが、生駒市にはないですが奈良市にはあります。橿原市の畝傍にも吉野にもありますね。だから奈良県は大阪府と並んで夜間中学があるところです。畝傍とかはポルトガル人とか中国人で結婚している女性とか多いですよね。あと、識

字学級みたいな合わせてやってみたりとか。やはりやっているところには集まっているみたい。実際には生駒ではどうなのかなという感じがしますけど。

< 李委員 >

国際化施策はつくっていただいています。担当部局というのは10年来の課題で部署がなく、企画政策課で兼務でやられているので、オーバーワークの状況でなかなか進めていただけないから、市民の側としては国際化推進の多文化共生施策を推進する担当部局を生駒市で整備しないと、幼稚園・保育園で外国籍の子どもが増えてきて、言葉の問題とか生活習慣とか文化の違いとか問題とか具体的な案件として増えてきていますので、市でもどう進めていくのか考えていただきたいと思います。

< 部会長 >

それでは基本構想案は今いただいた提案で修正していただいて、タイトルも修正してということではよろしいでしょうか。

それでは、もう一つの案件として事務局から説明願います。

参考資料について

< 事務局 >

今、お手元にある参考資料については、当部会の公募委員である入口委員が作成され、事務局に送付いただき、精査の上修正されたい旨の依頼を受けていたものです。早くから送付いただいていたのですが、関係各課への照会等をしている関係上、修正に至らず、本日は原文を配付させていただいております。今後、記載いただいている関係フローの総合計画以下の関係基本計画をはじめ、市の分野別の条例等について修正させていただき、2月13日に予定している第6回検討委員会において、総括の資料として全ての委員に周知させてもらう予定としております。本日は、本資料について何か意見等があれば承りたいと思いますが、まずは入口委員から説明をお願いしたいと思います。

< 入口委員 >

これをなぜ作ったかといいますと、一般の方は何のためにやっているのか分からないだろ

うと。私自身も分からなかったので、いただいた資料を基に整理してみました。

1枚目のところの1番に市民自治検討委員会の目的と役割ということで、当初いただいた資料に、キーワードとして緑豊かな住宅都市に相応しい今後の市民自治のあり方について検討ということですね。その下に市民自治構想案の策定、市民への広報と市民意見の取りまとめ、情報共有の場としてのタウンミーティングの開催ということが書いてありました。主旨は何かということで自分なりに考えたら、生駒市及び生駒市民にとって何が大事なもののか、将来のあるべき姿は何か、官民協働とは具体的にはどのようなことか、ということで、3番目に現在検討している項目をつくり直してみました。左が一番すべき大項目でないかなと。1番目にまちづくりの方向性、将来像、2番目に市民の権利、3番目に市、事業者、市民、（議会）の責務、4番目に住民参加の手続き、5番目に分野別施策の方向性、6番目に他の施策との関係ということになっています。緑字が調査部会で検討されるもので、これを見ますと3番目の責務とか役割の項目にたくさんの項目があります。個人的には4、5、6番目については項目があったらいいのではないかと思います。具体的に言いますと、4番は若干あるのですが、5、6番については1行くらい入れてもいいのではないのでしょうか。例えば土地利用、環境、福祉、景観、住宅については1行あってもいいと思います。というのはずっと戻っていただいて、もともとこの委員会の役割は緑豊かな住宅都市に相応しい今後の市民自治のあり方について検討するわけですから、そういう具体的な内容が1項目でもあってもいいのではないかとということでくり直しました。2枚目は位置づけの話ですけど、真ん中に市民自治条例がありますけど、今検討している市民自治基本構想をベースにして条例をつくることになりましたが、これは一体どういう位置づけかということなのですが、個人的な意見ですがこの条例をベースにして、右側にあるマスタープラン系のもの、左側については具体的な条例で、要は計画と具体的に何をするのかというのがリンクしなければならないのですが、その頭として市民自治条例があるというふうに思っています。そういう意味でどんなことがリンクするのかということで書きましたが、例えば市民自治条例の前文が総合計画の前文とほぼニアリーになり、都市計画マスタープラン等のマスタープランに位置づけられる

と。それを実践するための左側の条例が整備されるという展開、位置づけであって欲しいということです。具体的な条例としては、まちづくり、住環境保全、景観、環境、緑、福祉、住宅、コンプライアンスであったり、というふうに理解していいのかという確認と質問です。

< 部会長 >

皆さんの御意見はどうでしょうか。

< 李委員 >

意見というか希望というか、つくられている条例もあればこれからつくったほうがいい条例もあると思います。そしたら、例えば多文化共生まちづくり条例も必要になってくると思いますので、是非この中に入れていただきたい。

< 部会長 >

86年にできたものは何でしたか。

< 李委員 >

それは生駒市国際化基本指針です。

< 部会長 >

私は基本指針レベルのものも挙げてもいいと思いますよ。

< 李委員 >

でも、基本指針レベルであれば前に進まないです。担当部署の方は国際化ということはどういう状況にあるのかというのは御存知ですが、庁内の中でもまだまだ外国人住民がいるという視点がないという状況がありますので、指針が21年経っていますので見直しの時期か

なということ言っているのですが、なかなか前に進まないこともありますので、この資料を見せていただいて、こういうふうの一つ一つつくっていくことが市民の側からできることかなと思いますので、是非とも入れていただきたいと思います。

< 首藤委員 >

私は市民自治の検討の目的は、地方分権の推進と少子高齢化に伴う財政難という2つの面ですね。その背景を受けて、地方の自治というのがしっかりしていかなければならない、市民自治を進めていかなければならないということを背景に、条例をつくるんだということが目的でないかと思います。だから、生駒市は健全な財政のもとに適切な市民サービスを受けられることを実現していくために条例がつくられていくと思います。

< 久保委員 >

私も今日結論を出すわけでもないですから、環境条例とか、景観条例とか大事ですけど、生駒市は10年ほど前は芦屋市、鎌倉市に次いで非常に豊かな財政の市ということで、当時都市銀行が生駒市にもやってきまして、何故かということで、全国でもお金持ちのまちだからということを知りました。ところが時代も経ち、最近非常に高齢化が進んで、その方たちも年金生活に入ってきて、そういう背景もあって、それで、第2工区とか取りやめとかおっしゃっていて、人口増加も足踏み状態になっておりまして、多摩市とか千里ニュータウンとかは私の若いときには夢を持っていたところなのですが、今は最も高齢化の進んだところになっています。今後近いうちにそういう状況になってきます。ですから、こういう規制を新たに設けることは大事なことです。いよいよそういう状況を促進されるかと思うわけです。市長さんも若干軌道修正されることを期待しているのですが、住宅開発だけでなしに、第1工区ですね、・・・

< 入口委員 >

これをつくっているのは全く逆の意味です。というのは今の法律でいくと抜け道がたくさんあります。その抜け道のところを条例でちゃんとしませんかということです。今はばらばらで動いているから系統的に、例えば土地利用であれば土地利用の施策をつくりませんかということです。それをつくる前提は議会の承認が必要です。計画自身は議会が承認するわけです。その上で原案をつくるのは市民と行政当局です。行政当局と市民が市民参画の下に同じ情報の価値観を共有したものをつくるわけです。ですから例えば、市長が変わると変えなければならない。極端に言うともう一回やり直しという意味になります。そういう意味で市民自治条例案は行政当局と市民が一緒になったベースのもの、基本的なものをつくって、議会で承認されたものが総合計画であったり条例になるわけです。

< 久保委員 >

確かに市民参加というのは響きはいいのですが、必ずしも市民が参加されたことが正しいかどうか、ここでそういうことを議論する次元ではないですが。

< 首藤委員 >

結局、行政がソフトかハードかという話になったときに、久保委員はハードが必要だという意識があるわけですね。私はハードは終わった、ソフトの時代と思っていますが、もっともっと積極的に社会をつくっていくハードはまだまだ必要というのが久保さんの意見だと思います。私はソフト面が大事だと思っているのですが。

< 入口委員 >

私はまだハードは足りないと思っています。そのハードを推進するに当たり、法律だけあればだめですよ、それを生駒市の市民が考えて条例化していったらどうですかということで、その根本が市民自治条例であって欲しいということです。ですから、その中に色んなも

のを入れたらどうですか。緑の保全とっていますが、緑の保全の施策はないわけです。高山第2工区は緑を残すから止めると。ところがミニ開発はあります。何の手当もできない。そういうのを例えば、住環境保全条例、まちづくり条例、景観条例であったり、市でやったらどうですかということです。

<首藤委員>

生駒市の現状から言いますと、マスタープランは総合計画だと思います。今検討されていますが。それを具体的に市民として実践していくのは市民自治基本条例だと思います。これは両輪だと思います。その中に精神ですからさらに細かい条例ができてくるのはいいことだと思います。

<入口委員>

条例をつくるというのではなく、条例をシャッフルして、目的別に整理したらどうですか、という意味です。

<部会長>

そういう意味では条例がバラバラにできていますから、体系的にはなっていないわけですね。だから、もし自治基本条例ができたとして、それに沿って条例改正あるいは新しい条例をつくらなければならないという課題が出てきます。そのデザインとして資料のとおりになってくるわけですね。

<事務局>

条例でも見出しでは分野別にはある程度なっていますが、分野の中でもまちづくりというのを念頭に入れてつくっているのはあまりないかも知れません。

先ほども話に出ましたが、市民自治基本条例と総合計画は並列でないかなと思います。総

合計画は議会の承認を得ながら市の事業や施策を体系立てて、方向性を明らかにするものですが、市民自治基本条例はそれを実施をするに当たり、市民の参画や協働の手続き等の規範を示すものだと思います。

< 部会長 >

私の意識としては、市民自治基本条例が自治体の憲法とすれば総合計画を縛るものと思います。

< 小笹委員 >

私もそう思います。基本構想案に最高規範性を入れているわけですから、基本的に自治基本条例ができたときには条例に沿いながら総合計画をつくっていくものであると思いますので。

< 部会長 >

そういう意味ではそういうことです。自治基本条例自身は細かく決められないわけです。総合計画に任せられないところがありますから。だから上であるということを決めないと駄目です。並行しているというとどっちがどっちか分からなくなりますから。

< 小笹委員 >

原理であり準則でないので、細かいところまで自治基本条例で謳えないです。日本国憲法でもそうでありますから。

< 事務局 >

内容が全市民に関わらない条例であっても、条例は同じ重みをもっていると思います。自治基本条例については、この主旨に沿って、整合性をもって条例をつくっていかなければな

らないということもありますので、自治基本条例にそぐわない条例をつくっても違法でないですが、精神に基づいてつくっていきましょうと。そういう観点からすれば最高規範性というのを謳ってもいいと思います。ただ、計画とか・・・

< 部会長 >

計画をも縛る条例として考えないと意味がないです。

< 田中委員 >

一本筋の通った生駒市の精神ということで言えば全く別のところに総合計画が存在すると思います。

< 小笹委員 >

一般的に考えて、総合計画でない計画も条例に沿ってつくっています。当然最も最高規範性のある条例に沿って総合計画をつくるものだと思います。

< 部会長 >

総合計画はいつ位にできるのですか。

< 島岡委員 >

基本構想案は来年 1 2 月議会に上程させていただく予定です。

< 部会長 >

ということは総合計画はその段階で固まりますよね。

< 島岡委員 >

基本計画もそこで固まります。

< 部会長 >

自治基本条例はもう少しずれそうな感じですか。

< 事務局 >

再来年3月かもう少し伸びるかも知れません。

< 部会長 >

基本構想は条例で決めますから、総合計画の前書きも自治基本条例ができれば変えなければならぬかもしれないかもしれませんね。

< 入口委員 >

資料の1枚目の1番下書いているように、条例の前文は総合計画に盛り込める程度の文章にするほうが望ましい。ですので、表現の仕方は違っても自治基本条例の頭書きと総合計画の頭書きのニュアンスは一緒だと。でないと、2枚目のフロー図のように成り立ちません。

< 部会長 >

頭を切り替えてもらって自治基本条例をトップにして総合計画をつくるようにしないといけないです。そういう位置づけにしていけないとどっちに従っていったらいいのか分からなくなります。

< 首藤委員 >

考え方はそういう考え方になると思います。個々においては矛盾も生じてくるかも知れま

せんが。

<小笹委員>

図式としてはそういう形になると思います。分野別の条例、規則の整理はこの後していくことになるでしょうし。自治基本条例をつかった後につくる条例は基本的にその主旨に沿った形でつくるし、既存の条例はそれにあわせて見直しということになると思います。

<部会長>

必要であれば自治基本条例の改正も必要になってきます。

<事務局>

総合計画の位置づけがどうなるのでしょうか。

<部会長>

それは生駒市で決めることです。だから自治基本条例が上であると。というのは、総合計画とは基本構想は地方自治法で規定されているのであって、そこを実践していくのに総合計画があるわけです。だから地方自治法で決められた計画を自治基本条例で規制するというか、乗り越えるというか、それが自治基本条例の意味になります。縦割りの入っている法律をどうやって自治基本条例で統合するかと。

<傍聴者・金谷委員>

私は両方に参加させていただいていますが、自治基本条例と総合計画とは先ほど言われたように車の両輪であります。私は自治基本条例は車で言うと自動車であると。それが機動して初めて総合計画が立ち上がると思います。だから、早く自治基本条例を進めていかないと他の部門がバラバラになってできあがってくる。それを一番心配しています。前回の総合

計画の作り方が全く意味のない作りかたをしている。だから条例に見合ったものがつくられていない。

< 部会長 >

端的に言うと、来年の自治基本条例の基本構想が固まったときに総合計画審議会と調整が必要になってきます。

< 事務局 >

基本構想は総合計画があって、基本構想、基本計画、実施計画がありますが、基本構想は大きな見出しがあって、最後に市民参加と書いています。その大きな見出しについて実施計画でどうしていこうというのがあります。その後3年間のスパンで実際どう動いていくかという具体的な計画があります。確か市民参加が一番最後にあったと思います。

< 部会長 >

総合計画に入っている市民参加、というか、実は自治基本条例もそこに入っているという位置づけになります。今だとバラバラになってしまいますからね。だから、総合計画は性格上、手続き的に言うと市民参加は必要だと入ってくる。それ自身は自治基本条例を受けてということになるわけですね。そういうようなリンクになると思います。

< 首藤委員 >

あるべき姿としてはそういうことなんですね。ただ、生駒市の実態として改革で全てが急がれているわけですね。だから、総合計画も市民自治基本条例も早くつくらなければならない。しかし徐々にそういう方向になっていくかとは思いますが。

< 入口委員 >

市民参加を担保するための自治基本条例と認識されているのでしょうか。

< 事務局 >

言いたいのは、基本構想の中で色々な構想があって、その中で市民参加が設けています。ですから、自治基本条例があって、この部分だけというわけでないですが、今度の総合計画が変わって前の部分が違う形になるかどうかは分かりませんが、整合性をとるとすれば市民参加の部分の整合性が必要でないかなと思います。

< 部会長 >

というか、先ほど言ったようにまちづくりの目的について調整をとっておかなければならないということで、総合計画と自治基本条例が同じ方向でこういうまちづくりをとるのが必要だと思います。

< 事務局 >

例えば、今日議論いただいた広域連携とか、国際交流とかいう構想に基づいてそれを積極的に取り入れて施策を展開していくような構想をつくってもらえるのか、具体的にはそういう意味ですか。

< 部会長 >

それも含むでしょうね。

< 入口委員 >

今の総合計画とか都市計画マスタープランはほとんど議論されないままつくられました。もうバラバラです。だからそういうことは良くないと思います。

< 部会長 >

だからぶらさがりの条例、この条例を現状と、またこれからつくる条例を整理する必要があります。総合計画との関係も整理する。総合計画から自治基本条例に対して文句は言っていない関係になると思いますが。

< 李委員 >

今総合計画の会議をしていると思いますが、市民公募で選ばれた方が会議に参加されて議論されていて、それを最終的に提言書みたいなかたちで出して総合計画を決めることになっていると思いますが、行政で決めるのですか。

< 首藤委員 >

そうです。総合計画審議会があって、そこが市長に答申して議会に諮ることになっています。だから、今あるのは大まかな要望を聞くという会議だけであって、抽象的な要望なんです。今まではそういうのはなかった。総合計画審議会というのがあって、我々の意見が反映されるかどうなっていくかは分からない。

< 李委員 >

そこには市民公募で募集はするのでしょうか。

< 島岡委員 >

入っていただく予定はしております。総合計画審議会の条例がありまして、総合計画をつくるときには審議会を開きなさいということになっておりまして、そのあとには議会の議員とか有識者の方とか市民の方とかを選出させていただきます。基本構想とか基本計画はたたき台が要りますので、その部分については市の職員のほうで、行政企画会議がありますので、部長、市長も入ってもらって決めて、それで審議会にあげさせてもらって、審議してもらい

ます。その中に市民会議の提案も反映させていただこうということで、市民の方に色々な意見を聴いているところです。

< 李委員 >

よく分かりましたが、参加された方はつくると思って参加したのに意見を聴くだけだということをおっしゃっていたので、よく分かられていないのかと思いました。

< 島岡委員 >

ただ、意見を聴くだけというのは審議会に反映できるような提案書をもっとすごいものを市民の方に作っていただきたいというのが本音です。

< 首藤委員 >

我々の意見が断片的にも反映されるだけでもいいと思います。

< 入口委員 >

総合計画は多分野にわたっていますから、一般の方は専門的な話をするのは難しいでしょうね。

< 李委員 >

専門的な話でもなくて身近なこと、体験したことをまとめていくようなことでもいいんですね。

< 入口委員 >

そういう意味でこの委員会は、皆さんの意見が出れば対応されて構想、条例に反映されるので、そっちのほうが重要だと思います。ただそれを事務局は手続条例みたいに考えておられるようなので、それはちょっとという感じを受けました。

<事務局>

参加とか協働とかということで構想案をつくっていただいておりますが、その精神とか内容を盛り込んで総合計画をつくっていただきたいというのは当然だと思います。具体的に整合性をとるのは前の総合計画からすれば市民参加のところが一番重要になるのではないかと、こういう意味で言っているわけで、ここだけですと言っているわけではないので誤解のないようによろしく願いいたします。

<部会長>

最高規範性については書くことになりまして、その解釈として総合計画をどのように位置づけるかということについては部内の調整も必要ですが、最高規範性を生かすような形で調整していただきたいと考えています。入口委員の資料裏面のイメージでいいと思います。

<事務局>

分かりにくかったのは、学問的にどういう位置づけをされているのかが分かりにくかったです。

<部会長>

条例は法的な縛りという意味ではかえって同じです。ただ、最高規範性というのはあくまで解釈、運用上の話ですよ。それはとても大事なことです、きちんと確認しておいたほうがいいです。

<小笹委員>

法的には全く違いはないのかもしれませんが、自治基本条例の中であえて最高規範性というのを自己規定するわけですよ。

< 田中委員 >

自治体の基本を決める条例ですから、全く乖離したところに総合計画があるとはならないと思います。上とか下とか関係なく、必然的に総合計画は条例に沿うことになってくると思います。

< 事務局 >

先ほどの時期にということでお話が出ていましたが、当初の計画予定では再来年の3月を目指してということになっていますが、基本構想の進み方と期間というのは分かりますけど、自治基本構想が年明けに固まってきて具体的に条例化されていなかったとしても、その精神は検討いただいている基本構想ででき上がっているのので、条例はこれと違うものができるわけでないですから、総合計画はこれに沿っていくものだと思います。ただ、時期を基本構想にあわせてこの条例をつくらなければならないということではないですので、当初の自治基本構想を策定する過程の中で市民の意識を高めてということがありましたので、その辺では今度シンポジウムを開いていただきますけど、まだ盛り上がり、意識の高まりがどうなのかという声は他から聴くこともあります。条例の時期はここであるということではなく、市民の関心、高まりを見ながら徐々につくっていただくと。総合計画については、条例でないですが、基本構想が形づけられる中で理念や精神は反映させることはできるのかと考えております。時期についてはまた御相談させていただくことになると思います。

< 部会長 >

まだまだ意見はあると思いますが、議論としては大体方向性は出たかなと思います。

今日はこの辺で終わりたいと思います。皆さんありがとうございました。